

議案第六号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「九、一五〇」を「一〇、五〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一六、三〇〇」に、「一九、二〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「五、二〇〇」を「五、九八〇」に、「八、

四二〇」を「九、六八〇」に、「一一、五〇〇」を「一三、二〇〇」に、「七一〇」を「八一

〇」に、

九四	四六
----	----

を

一〇〇	五二
-----	----

に、

七、二三〇	四、八〇〇
-------	-------

を

八、三一〇	五、五二〇
-------	-------

に、「一四、八〇〇」を「一七、〇〇〇」に、「五五、四〇〇」を「六

三、七〇〇」に、「一三、一〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「三二〇」を「三六〇」に、「四六〇」を「五二〇」に、

一、四四〇	九四〇
-------	-----

を

一、〇八〇	一、六五〇
-------	-------

に、「一、九四〇」を

「二、二三〇」に、「三、三六〇」を「三、八六〇」に、

四、八〇〇	九、六三〇
-------	-------

を

五、五二〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇

に、「一〇、〇〇〇」を「一一、五〇〇」に、「二七、七〇〇」を「三

一、八〇〇」に、「一六、五〇〇」を「一八、九〇〇」に、「四七〇」を「五四〇」に、「一  
 一、九〇〇」を「一三、六〇〇」に、「五五四、九〇〇」を「六三八、一〇〇」に、「二七七、  
 四〇〇」を「三一九、〇〇〇」に、「二〇、三〇〇」を「二三、三〇〇」に、「六、一四〇」  
 を「七、〇六〇」に、「四七、二〇〇」を「五四、二〇〇」に、

Aを乗じて得た額	Aを乗じて得た額
五〇〇	九〇〇

を

Aに 乗じて 得た 額六	Aに 乗じて 得た 額九
-----------------------	-----------------------

に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二一」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。